

令和 7 年 第 12 回

雫石町農業委員会総会  
会 議 録

令和 7 年 12 月 22 日 開催

雫石町農業委員会

# 令和7年第12回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年12月22日(月) 午前9時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

## 3 出席した委員

### 農業委員

1番 藤村 正彦  
2番 晴山 英俊  
4番 高橋 浩之  
5番 砂壁 純也  
6番 坂下 千枝子  
7番 前 茂見  
8番 川口 英敏  
9番 八丁野 よし子  
10番 松本 光正  
11番 黒沢 菜穂子

### 農地利用最適化推進委員

雫石 木村 正美  
雫石 階 保  
雫石 横手 克文  
雫石 小谷地 昇  
御所 吉田 光彦  
御所 米澤 晃  
御所 新田 善男  
御所 高橋 大和  
西山 滝澤 美紗子  
西山 柿木 一明  
西山 荒塚 秀則  
西山 山本 長栄  
西山 袖林 一  
御明神 南野 仁  
御明神 新田 華織

## 4 欠席した委員

農業委員 3番 山崎 忍

推進委員 御明神 小志戸前 健一 御明神 松ノ木 奈々子  
御明神 下川原 幸宏

## 5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
報告第3号 農地の現状変更に関する届出について  
報告第4号 農地の現状変更完了に関する届出について  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

## 6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 係長 松ノ木 拓也 主任 上和野 恵太

開会時間 午前9時00分

議長 　　ただ今から、令和7年第12回雫石町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は農業委員10名、推進委員15名、計25名です。  
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 　　（資料に基づき説明）

議長 　　事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委員 　　（なし）

議長 　　なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。  
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 　　「異議なし」の声

議長 　　異議なしと認め、会議録署名人には11番 黒沢菜穂子委員、5番 砂壁純也委員、書記には事務局の松ノ木係長、上和野主任を指名いたします。  
次に報告第1号～第4号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 　　それでは、報告第1号～第4号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。

総会資料の3ページをご覧願います。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり8件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

総会資料の4～5ページをご覧願います。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届け出について」表のとおり4件提出がありました。

番号1の解約理由は、解約し、第三者と賃貸借するためです。関連する案件をこのあと議案第1号で、ご審議いただきます。

番号2の解約理由は、生産条件不良のためです。

番号3～4の解約理由は、解約し現在の賃貸人が自身で耕作するためです。

総会資料の6ページをご覧願います。

報告第3号「農地の現状変更に関する届け出について」、表のとおり1件提出がありました。

番号1、届出人、〇〇。田1筆、面積2,805㎡のうち1,132㎡。

変更の目的及び理由は、事業拡大のため、盛土しビニールハウスを2棟建設するためです。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更：〇〇』となっているところで、〇〇から100m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の3～4ページをご覧ください。

現地を確認したところ、5ページにありますように、事前着工しておりました。届出人に確認したところ、手続きが必要であることを理解していなかったため

事前着工をしてしまったとのことでした。12月10日(水)に始末書書面にて改めて経緯と謝罪の意を確認しております。

このことを踏まえ、現地確認5班と事務局で協議した結果、今月の報告案件としたものです。

盛土し、南北の方向に農業用ビニールハウス建設後、しいたけを栽培していく意向であるため、周辺農地や道路への影響は無いと考えます。

総会資料の7ページをご覧ください。

報告第4号「農地の現状変更完了に関する届け出について」、表のとおり3件提出がありました。

番号1、2は一括して説明いたします。

番号1、届出人、〇〇。田1筆、面積1,757㎡のうち433㎡。変更の目的及び理由は、切土して隣接農地と高さを合わせることで作業効率をよくするためでした。

番号2、届出人、〇〇。田1筆、面積2,267㎡のうち2,090㎡。変更の目的及び理由は、盛土して隣接農地と高さを合わせることで作業効率をよくするためでした。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更完了：〇〇』、『現状変更完了：〇〇』となっているところで、〇〇から北東へ約350メートルに位置する場所です。詳細な位置などは参考資料の7ページ～8ページをご覧ください。

現地を確認したところ、9ページにありますように、雪一面でありましたが切土、盛土が完了し一枚の平らな圃場となっております。来年産から水稻を作付けすることから問題ないものと思われれます。

番号3、届出人、〇〇。田2筆、面積計2,861㎡。変更の目的及び理由は、畦畔を除去し、作業区画を整備することで作業効率を良くするためでした。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更完了：〇〇』となっているところで、〇〇から南へ約300m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料11～12ページをご覧ください。

現地を確認したところ、13ページにありますように、畦畔が取られ一枚の大きな圃場となっております。適切に水稻を作付けすることから問題ないものと思われれます。

以上で報告を終わります。

議 長

事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、報告第1号～第4号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することに、ご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、分割して審議いたします。

初めに、番号1～4及び6～9について、事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第1号について説明いたします。

総会資料の8ページをご覧ください。

番号1、〇〇、畑2筆、面積計80,465㎡、3条賃貸借、  
貸付人 〇〇、借受人 〇〇。

申請事由は、借受人の規模拡大のためです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から北東へ約350m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の15～16ページをご覧ください。

番号2、〇〇、田2筆、面積計8,266㎡、3条無償移転、譲渡人 〇〇、  
譲受人 〇〇。

申請事由は、譲受人が規模を拡大するため、叔父からの贈与に至ったものです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から北東へ約400m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の19ページ～20ページをご覧ください。

番号3、〇〇、田1筆、面積10,290㎡、3条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、利用権賃貸借期間満了による更新のためです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から北へ約800m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の23ページ～24ページをご覧ください。

9ページをご覧ください。

番号4、〇〇、田1筆、面積1,645㎡、3条賃貸借、貸付人〇〇、借受人 〇〇。

申請事由は、借受人の新規就農のためです。

場所は参考資料の2ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から南へ約1km向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の27ページ～28ページをご覧ください。

番号6、〇〇、田1筆、面積6,417㎡、3条有償移転、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

申請事由は、譲渡人の規模縮小のためです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から南へ約200m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の

35 ページ～36 ページをご覧ください。

10 ページをご覧ください。

番号7、〇〇、畑1筆、面積13,997㎡、3条貸貸借、貸付人〇〇、借受人、〇〇。

申請事由は、借受人の規模拡大のためです。

場所は参考資料の2ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から南へ約600m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の39ページ～40ページをご覧ください。

番号8、〇〇、田4筆、面積計14,020㎡、3条有償移転、譲渡人〇〇、譲受人、〇〇。

申請事由は、譲受人の規模拡大のためです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、上側の点は、〇〇から南へ約700m向かった場所、下側の点は、〇〇から南へ約100m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の43～48ページをご覧ください。

番号9、〇〇、田8筆、面積計20,482㎡、3条貸貸借、貸付人〇〇、借受人、〇〇。

申請事由は、利用権貸貸借期間満了による更新のためです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から東へ約1km向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の51ページ～52ページをご覧ください。

また、総会資料の12ページ～16ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を行います。

始めに、番号1～4を10番松本委員にお願いいたします。

10番松本委員

はい、議長。

議長

はい、松本委員。

10番松本委員

松本です。12月15日、私、黒沢委員、木村推進委員、高橋推進委員、袖林推進委員の5班5名と事務局で現地を確認してきました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料17ページのとおり状況であり、貸借後も引き続き牧草の圃場として管理していく予定であることから問題ないと思われま

す。番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料21ページのとおり状況であり、贈与後も引き続き水稻を作付けしていく予定であることから問題ないと思われま

番号3について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 25 ページのとおり状況であり、貸借後も引き続き水稻を作付けしていく予定であることから問題ないと思われま

番号4について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 29 ページのとおり状況であり、貸借後はネギを作付けしていく予定であることから問題ないと思われま

議長

次に、番号6～9を袖林推進委員にお願いいたします。

袖林推進委員

袖林です。

番号6について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 37 ページのとおり状況であり、売買後も引き続き水稻を作付けしていく予定であることから問題ないと思われま

番号7について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 41 ページのとおり状況であり、貸借後も引き続き牧草の圃場として管理していく予定であることから問題ないと思われま

番号8について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 45～46、49 ページのとおり状況であり、売買後は来春に除草作業し、水稻、野菜を作付けしていく予定であることから問題ないと思われま

番号9について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 53～56 ページのとおり状況であり、貸借後も引き続き水稻を作付けしていく予定であることから問題ないと思われま

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。はい、8番 川口委員。

8番 川口委員

はい、川口です。議案1号の9ページの番号4、新規就農でネギをやるということのようですが、特に問題はないと思いますが、ネギというのはかなりの機械というか苗作りから収穫までやるのは、いろんな機械が必要だと思うんです。そうするとここには耕耘機とだけありますが、作業機があればいいんだけどもど

松ノ木係長

はい、お答えいたします。今回農地を借りるかたは八幡平市のほうにお知り合いがいて今のところネギの栽培の勉強をされておると伺っております。備考欄のほうには購入予定ということで耕耘機を記載させていただいておるところですけれども備考欄のほうに取り立てて書いているのは、大きい機械について記載させていただいております。ご本人の予定ですと耕耘機の他にもですね、ネギに必要な機械は購入予定でありますし、栽培したあと、出荷のほうは農協さんを予定しているところから今回、3条の許可に値するものと思いまして議案のほうに受けさせて

いただいております。現段階、農地許可をしているところではないのですけれども農地については近所のかたのトラクタを借りて耕起作業はされているというところで、これまで自己保管理だった農地が農業に生産される農地になることから問題ないのではないかと考えております。以上です。

議長

よろしいですか。

8番 川口委員

近くだから、私も多少ネギやっていますからね。そこでどうかなと思いました。八幡平のほうでやっているのであればまったく問題ないと思います。

松ノ木係長

今回、このかたが農地を取得するのは、初めてですから、人の農地で手伝いながら教わることよりかは、ハードルがすごく上がるかと思しますので是非とも、川口委員からご指導のほうをいただければ大変助かります。

以上です。

8番 川口委員

ありがとうございました。

議長

よろしいですか。他にございませんか。

委員

(なし)

議長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、議案第1号の 番号1～4及び6～9 については、原案のとおり決定いたしました。

次に、番号5を審議いたします。

本案は、2番 晴山 委員 が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(晴山 委員 退席)

議長

それでは事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

総会資料の9ページをご覧ください。

番号5、〇〇、田3筆、面積計2,833㎡、3条賃貸借、貸付人 〇〇、借受人 〇〇。申請事由は、借受人の規模拡大のためです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から西へ約600m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の

31 ページ～32 ページをご覧ください。

また、総会資料の 14 ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を 10 番 松本委員にお願いいたします。

10 番 松本委員

松本です。

番号 5 について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 33～34 ページのとおり状況であり、貸借後は水稻を作付けしていく予定であることから問題ないと思われま

以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第 1 号の番号 5 は、原案のとおり決定いたしました。

(晴山委員着席)

議 長

次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による、許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第 2 号について説明いたします。

総会資料の 17 ページをご覧ください。

番号 1、〇〇、現況畑 1 筆、面積 165 m<sup>2</sup>、申請人 〇〇、駐車場等を整備するための永久転用であります。

場所は参考資料の 2 ページにあります『4 条：〇〇』となっているところで、〇〇から北西へ約 40m 向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 57 ページ～58 ページをご覧ください。

本案は、追認案件となります。令和 6 年に当事務局が申請地が許可を取らず違反

転用状態となっていることを発見し、申請人に経緯等を確認いたしました。経緯といたしましては、平成25年8月の雫石町豪雨災害で申請者自宅付近の高所が崩落し、自前で土砂撤去を行ったが土砂保管搬出先が決まらないまま申請地に残置し、その後搬出先が決まらない状態が続き、申請地の利用に支障があるため、土砂を均しその上から砂利を敷き駐車場及び〇〇への通路として使用し始めたとのことでした。本来であれば災害発生当時に農地法の手続きをするべきでしたが、よく理解しておらずこれを怠っていたことを深く反省し、今後は農地法等を遵守することを誓約いたしますという内容で8月30日付け始末書が提出されております。

申請地の農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、住宅等で集落接続して設置されることから、例外規定に該当すると判断されますので事前に申請していれば許可相当であることから転用もやむを得ないものと思われれます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を11番黒沢委員にお願いいたします。

11番黒沢委員

黒沢です。

番号1について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の59ページの写真のとおりで、先ほど事務局から説明がありましたとおり既に駐車場を整備し利用されておりました。

事前に申請していれば要件を満たしている案件であり、始末書も提出され本人も深く反省しておりましたので、現地確認班ではやむを得ないものと見て参りました。

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による、許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第3号について説明いたします。

総会資料の18ページをご覧ください。

番号1～3は一括して説明いたします。

番号1、〇〇、畑1筆、面積253㎡、売買、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。  
転用目的は、一般個人住宅を建築するための永久転用であります。

番号2、〇〇、畑1筆、面積177㎡、売買、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。  
転用目的は、資材置場等整備のための永久転用であります。

番号3、〇〇、畑1筆、面積147㎡、売買、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。  
転用目的は、一般個人住宅、資材置場等への進入路整備のための永久転用であります。

場所は参考資料の1ページにあります『5条：〇〇・〇〇』、『5条：〇〇・〇〇』、『5条：〇〇・〇〇』となっていて、〇〇から北西へ約210m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の61ページ～63ページをご覧ください。

番号1、2、3は計画面積も妥当であり、各申請地は、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているものと思われれます。

番号4、〇〇、現況畑1筆、面積71㎡、使用貸借、貸人〇〇、借人〇〇。  
転用目的は、住宅への進入路整備のための永久転用であります。

場所は参考資料の2ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっていて、〇〇から東へ約300m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の67～68ページをご覧ください。

本案は、計画面積も妥当であり、申請農地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されておりますが、住宅等で集落接続して設置されることから、例外規定に該当すると判断されますので、農地転用許可基準を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を高橋推進委員にお願いいたします。

高橋推進委員

高橋です。

番号1について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の65ページ写真1のとおりで、自己保全管理の状況でした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、敷地は転圧施工後に砂利を敷くため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

番号2について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の65ページ写真2のとおりで、自己保全管理の状況でした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、敷地は転圧施工するため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

番号3について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の66ページの写真のとおりで、自己保全管理の状況でした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、敷地は農地に隣接していないため、転用後に周辺農地に与える影響は少ないと判断してきました。

番号4について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の69ページの写真のとおりで、自己保全管理の状況でした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、敷地は転圧施工後に砂利を敷くため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

なお、全てにおいて事前着工はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午前 9時45分

以上が令和7年12月22日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 7 年 12 月 22 日 開催

議長 会長

議事録署名人 11番

5番